

◎岡山県告示第三百五十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

令和三年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号イに規定する埋立地であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地の区域

一般廃棄物の埋立処分用に供された場所であつて廃止されたものに係る埋立地

(1) 総社市宿字立石一八七五番一の一部

(2) 総社市清音軽部字大谷九九九番三の一部、一九四〇番六の一部、無番地

二 備考

1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一の区域については、令和三年三月十八日における行政区域その他の区域によつて表示されたものとする。